

東北大学における再雇用職員の所定労働時間の短縮方針に対する 声明

2021年3月15日
東北大学職員組合

- 1 現在の高齢化社会において、高齢者の雇用確保は重要な社会的課題になっている。特に、年金支給開始年齢が65歳へと引き上げられている中で、開始年齢までの生活基盤を確保する上で、再雇用による生活を支える賃金の確保が求められている。
- 2 このような社会的要請から、2013年に高年齢者雇用安定法改正によって、65歳までの雇用確保が義務となり、さらに今春2021年4月には、再改正された高年齢者雇用安定法が施行され、70歳までの就業機会確保が努力義務となる。

- 3 ところが、東北大学ではこれに逆行する制度・運用改悪がなされようとしている。再雇用者の労働時間を一方的に減少させることにより、給与減額を行うものである。

具体的には、再雇用職員（定年後に再雇用された職員）の所定労働時間を、2021年4月から上限週30時間（短時間勤務からの更新は20時間）とし、2022年度から一律週20時間にするというものである。この所定労働時間の短縮により再雇用職員の給与も減額されるため、所定労働時間短縮措置は給与減額措置を意味する。そして、この給与減額措置は、現在の再雇用職員、本年度の定年退職者、それ以外の在職者に広く及ぶ。

- 4 東北大学の制度・運用改悪には、以下の問題がある。

① 2020年12月に、各部局で対象者の意向確認時に用いられた再雇用希望調書には、週の「希望する勤務形態」の欄に、以下のとおり明記され、短縮された労働時間即ち給与減額に同意しなければ再雇用契約の締結及び契約更新ができないように仕組まれている。

- ・フルタイム勤務の再雇用職員が契約更新を希望する場合、及び、新たに再雇用契約を希望する場合：週20時間～30時間の範囲内
- ・短時間勤務の再雇用職員が契約更新を希望する場合：週20時間

再雇用契約締結時における労働条件の切り下げには、合理的な裁量の範囲である必要がある。しかし今回の給与減額は、週30時間勤務の場合の本給月額が15万6,929円、週20時間勤務の場合は10万4,619円と定年前の給与の半分以下になり、定年後の生計を維持することが困難となることが危惧される。他方で、そうまでしなければならないほどの必要性も認め難い。したがって、今回の労働条件切り下げが合理的な裁量の範囲内とは認められない。

② 再雇用契約の更新時における労働条件の切り下げについては、フルタイム勤務(週 38 時間 45 分)の再雇用職員の場合、本給月額 20 万 2,700 円から、週 30 時間ならば 15 万 6,929 円、週 20 時間ならば 10 万 4,619 円となり、60 歳台の成人(及びその家族)が生活できる額ではない。そもそも、再雇用制度は、公的年金の支給開始年齢(65 歳)までの無年金・無収入状態の発生を防止するためのものであり、現に再雇用職員である人には 65 歳まで再雇用契約が同一条件で更新されるとの合理的期待がある。今回の給与減額は、実質的に見て、このような合理的期待を有する再雇用職員の更新申込みを拒否する雇い止めである。そして、今回の給与減額について、再雇用職員に著しい不利益を課す一方で、そうまでしなくてはならないほどの必要性も認め難く、再雇用職員に対する十分な補償措置も、説明もなされていない。したがって、今回の給与減額は、そのような雇い止めに求められる客観的合理的理由及び社会通念上の相当性を満たしておらず、無効であると判断される。

③ 東北大学の措置は、高齢者で、さらには一年毎に契約更新をしなければならない立場の弱い職員の生活を追い詰めるものであり、法の趣旨に反するどころか、法の潜脱であり、社会的にも許されるものではない。今回の措置が実施されるならば、社会の悪しき前例となり、社会に大きな影響を及ぼす。

この大学方針が給与の減少を伴う制度・運用上の不利益変更であること、既に勤務している再雇用職員・個人レベルでも明らかな不利益変更となることから、このまま実施することには手続的に不備がある。(大学当局は、就業規則の変更はしておらず、所定労働時間は個々の契約において定めているので不利益変更ではない、と強弁している。)

雇用する職員の給与減額を伴う重大な措置を一方的に決め、それを不利益変更ではないものと勝手に位置づけ、事務的な通知で片付けるという東北大学当局の扱いは、職員の生活に責任をもつ使用者の資質に欠けていると言わざるを得ない。2020 年 10 月 7 日に、中央労働委員会において、東北大学と当組合との間で締結した和解の第 2 項では、「法人と組合は、労働組合法・その他諸法令を遵守し、相互理解と尊重の精神に従い、健全な労使関係の構築及び維持に努める。」と定めているが、同和解から半年も経っていない中での東北大学の上記姿勢は、対等で健全な労使関係を著しく損なうものであり、極めて遺憾である。

東北大学職員組合はこれらの問題を指摘し、大学方針の撤回を求め、現在慣行的に行われている「基本はフルタイム勤務とし、本人の希望によって各種の短時間勤務を可能とする仕組み及び運用」を維持することを訴えてきた。

しかし、大学はそれを無視し、2021 年 4 月から強行しようとしている。

5 この問題は、単なる一大学の問題にとどまらず、高齢者の生活に重大な影響を及ぼす社会問題である。

組合は、次週の 3 月 22 日開催の団体交渉で、引き続きこの方針の撤回を求めるものである。